

サービス内容	金額	単位	サービス提供内容
訪問看護 I 1・20分未満	664 円	310	1回につき 20分未満
訪問看護 I 2・30分未満	991 円	463	1回につき 30分未満
訪問看護 I 3・60分未満	1,742 円	814	1回につき 30分以上1時間未満
訪問看護 I 4・90分未満	2,391 円	1,117	1回につき 1時間以上1時間30分未満
訪問看護 I 5 (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)	647 円	302	1回あたり 20分 ※ 1日に2回を超える場合、1回につき272単位 ※※ 1週間に6回を限度に算定
長時間訪問看護加算	642 円	300	1時間30分以上の訪問に加算。 ※ 特別管理加算算定対象者のみ
複数名訪問看護加算・30分未満	544 円	254	2人以上の看護師等による30分未満の訪問に加算。
複数名訪問看護加算・30分以上	861 円	402	2人以上の看護師等による30分以上の訪問に加算。
定期巡回・随時対応サービス 連携型訪問看護	6,281 円	2,935	1月につき ※ 准看護師による訪問が1回でもある場合基本単位数×98%
要介護5訪問看護加算	1,712 円	800	1月につき
医療保険訪問看護利用減算	△208 円	△ 97	1日につき
初回加算	642 円	300	新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合に加算。
退院時共同指導加算	1,284 円	600	入院(入所)中に在宅生活における必要な指導を行った場合に加算。
看護・介護職員連携強化加算	535 円	250	痰の吸引等の計画作成及び訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合に加算。
看護体制強化加算	642 円	300	1月に1回算定。(医療ニーズの高いご利用者様への提供体制を強化した場合に加算。)
緊急時訪問看護加算	1,156 円	540	ご希望により同意のもと1月に1回算定。
特別管理加算(I)	1,070 円	500	1月に1回算定。(在宅気管切開患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態等。)
特別管理加算(II)	535 円	250	1月に1回算定。(在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等。)
ターミナルケア加算	4,280 円	2,000	(介護予防訪問看護には算定されません。)

《利用料負担額の計算方法》 1ヶ月のサービス合計単位数×10.7(5級地単価)＝〇〇円(1円未満切り捨て)
〇〇円－(〇〇円×0.8(1円未満切り捨て))＝△△円(利用者負担額)

【介護保険対象外のサービス実費ご利用料(税込)】

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合は実費を徴収致します。 自動車を使用した場合は通常の実施地域を超えた地点からの往復距離数に応じて実費を徴収いたします。(1kmにつき20円×往復距離数)
長時間利用料	サービス提供時間が1時間30分を超えた場合には実費を徴収いたします。 (超過30分につき5,000円)
死後の処置料	亡くなられた後のお清め料と処置材料費込みで10,000円を徴収いたします。 介護保険のターミナルケア加算とは異なります。
キャンセル料	サービス利用日の前日まで 無料 サービス利用日の当日 利用者負担金の100% ※サービスの利用を中止する際には、ご連絡をお願いします。 但し、ご利用者様の容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は不要です。 潤生園訪問看護ステーション 連絡先TEL 0465-39-5581

20分未満の訪問看護サービス・20分未満の介護予防訪問看護サービス

20分未満の訪問看護サービスは、ご利用者様からの連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制を整え、居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の訪問看護が週1回以上含まれている場合に算定します。

長時間訪問看護加算・長時間介護予防訪問看護加算

特別管理加算（ⅠまたはⅡ）を算定しているご利用者様で、1時間30分未満のサービスを行った後に引き続きサービスを行う場合であって、所要時間を通算した時間が1時間30分以上となるときに加算を算定します。

複数名訪問看護加算・複数名介護予防訪問看護加算

身体的理由、介護拒否、暴力行為等、1人で看護を行うことの困難性を考慮し、複数の看護師等が訪問した場合に算定します。特にこれらの事情がなく複数の看護師等が同時に訪問看護を行った場合には算定しません。

定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護

定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所と連携し、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて訪問看護を行った場合に1月につき所定単位数を算定します。また、要介護状態区分が要介護5であるご利用者様に対して訪問看護を行った場合、1月につき800単位を加算します。また、医療保険の訪問看護をご利用している場合、1日につき97単位を減算します。なお、本サービスは介護予防訪問看護をご利用頂いている方は算定しません。

初回加算・介護予防初回加算

新規に訪問看護計画を作成したご利用者様に対して、訪問看護を提供した場合、初回の訪問看護を行った月に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は、本加算は算定しません。

退院時共同指導加算・介護予防退院時共同指導加算

病院、診療所又は介護老人保健施設に入院・入所中のご利用者様に対して、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合、退院又は退所後の初回の訪問看護の際に1回（特別な管理を要する方の場合、2回）に限り加算します。なお、初回加算を算定する場合は、本加算は算定しません。

看護・介護職員連携強化加算

訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等（※）が必要なご利用者様に係る計画作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合に加算します。なお、本加算は介護予防訪問看護をご利用頂いている方は算定しません。
（※）口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引・気管カニューレ内部の喀痰吸引・胃瘻又は腸瘻による経管栄養及び経鼻経管栄養

看護体制強化加算

医療ニーズが高いご利用者様への訪問看護の提供体制を強化した場合に加算します。

緊急時訪問看護加算・緊急時介護予防訪問看護加算

計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。加算した場合は、早朝・夜間・深夜の計画外訪問に関しては通常の時間帯の料金にて対応します。

特別管理加算（Ⅰ）、（Ⅱ）・介護予防特別管理加算（Ⅰ）、（Ⅱ）

医療機器を使用していて、特別な管理が必要とされる状態の方に対して（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定します。緊急時訪問看護加算を算定しているご利用者様で、特別管理加算を算定する状態の方について、夜間帯に計画外の訪問を行った場合、1ヵ月以内の2回目以後の訪問については、早朝・夜間・深夜加算を算定します。

ターミナルケア加算

ご利用者様が死亡された場合、ターミナルケアに係る計画及び支援体制についてご利用者様及び家族等に対し説明・同意を得て訪問看護記録にその内容が表記してあり、当ステーションの看護師が死亡日及び死亡前14日以内に2日以上（死亡日及び死亡前14日以内に医療保険による訪問看護の提供を受けている場合、1日以上）ターミナルケアを行った場合、死亡月につき加算します。上記の要件を満たし、在宅以外で24時間以内に死亡された場合も加算します。なお、本加算は介護予防訪問看護をご利用頂いている方は算定しません。

* 夜間・早朝 *	夜間18：00～21：59の間または早朝6：00～7：59の間にサービスを開始された場合、訪問看護費は25%増になります。
* 深夜 *	22：00～5：59の間にサービスを開始された場合、訪問看護費は50%増になります。